

## 建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 平成30年9月14日(金)  
午前9時57分～午前10時25分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 佐々木哲男 副委員長 大泉 徳子  
委員 齋 浩美 委員 佐藤 正博  
委員 長南 良彦 委員 山口 實  
委員 山田龍太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 建設部長 森 孝雄  
出席をした 震災復興部長 三浦 仁  
者の職氏名 都市計画課長 馬場 浩一  
復興区画整理課長 車塚 仁悦  
都市計画課長補佐兼 菊地 浩幸  
市街地まちづくり係長  
復興区画整理課 佐藤 浩  
閑上西区画整理班長  
都市計画課技術主幹兼 佐山 昭徳  
都市計画係長
- 6 事務局職員 事務局 長 小野寺 俊  
次 長 加藤 勤  
主 事 後藤 法子

## 7 付議事件

- (1) 議案第102号 名取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 陳情第10号 市道下堀八角線の拡幅改良工事に関する陳情

午前9時57分 開会

○委員長（佐々木哲男） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、建設部長及び震災復興部長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第102号 名取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 資料の別表第2に、まちなみ再生A地区、B地区とあるのですが、それぞれの面積はどれくらいなのか伺います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、都市計画係長。

○都市計画課都市計画係長（佐山昭徳） 今回、まちなみ再生A地区とまちなみ再生B地区という形で2つ地区を新たに加えましたけれども、A地区につきましては2.4ヘクタール、B地区につきましては4.4ヘクタールになります。

○委員長（佐々木哲男） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 足すと6.8ヘクタールになると思います。閑上地区まちなみ再生計画の中の、かわまちづくり地区というところが今回の改正にかかわってくると思うのですけれども、かわまちづくり地区の用途制限や壁面位置の制限など、再生計画自体もこの条例改正に合わせて改定されるのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、震災復興部長。

○震災復興部長（三浦 仁） 今回の地区計画の見直しに係る閑上地区まちなみ再生計画の変更については、現在のところ予定はありません。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） まちなみ再生A地区とB地区を合わせて、6.8ヘクタールになるとのことですが、この地区はどのように分けているのか、地図などであらわしたものはないのでしょうか。AとBと説明されても、どこがAでどこがBか、地元の私でもわからないのです。その辺はどのように解釈してよいのか、お教え願います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） まちなみ再生A地区については、堤防を含んで用途地域を変更した部分もあるのですが、かわまちてらすを中心とした名取川沿いの部分になります。そこの南側の区画がまちなみ再生B地区ということで設定しております。

○委員長（佐々木哲男） 佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 大体わかりました。

改めて、例えばB地区として指定したということは、何か理由があるのでしょうか。この区画は住宅街ということで進んでいたと思うのですが、どうしてもそこに再生したいものがあるということで指定するのか、それとも、完全に真っさらな中でA地区とB地区を指定してまちをつくらうとしているのか、その辺をお伺いします。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、復興区画整理課長。

○復興区画整理課長（車塚仁悦） まちなみ再生A地区は、かわまちづくり地区ということで、新たな店舗、新たなまちということになります。まちなみ再生B地区につきましては、もともとの閑上の一丁目から二丁目ということで、飲食店や物販、工場、店舗などと、住居が混在していたようなまちでした。そういったかつての閑上の職住近接の再生を目指すということで、この地区をまちなみ再生B地区としたところです。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 今、佐藤委員の質疑に答弁をいただいたのですが、なぜ、A地区、B地区と分ける必要があるのか、少しすっきりしない部分がありますが、今回、さまざまな規制を設けた中でまちづくりを進めるということで、被災者の再建を最優先に考えて、このような制度を設けようとしているの

か、それとも、新規参入といいますか、そういった方々を呼び込むという考えがあって、規制しようとしているのか、その辺についてお伺いします。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、建設部長。

○建設部長（森 孝雄） 今回、用途を第一種住居地域から準工業地域ということで誘導しております。まちなみ再生A地区については、もともとかわまちづくり地区ということで進めておりましたので、それと同じような用途になるようにということで、今回、地区計画で前回と同じように定めております。

まちなみ再生B地区につきましては、もともと第一種住居地域から、いろいろな店舗などを誘導するというので、若干建築の規制を緩めたということで、今回、地区計画を定めております。

そのような形で、都市計画上は誘導という位置づけでいろいろな規制なりをかけますので、もともと住んでいた方が建築するということもあるでしょうし、新たに土地を求めて建築をするということもありますので、そのどちらでも対応できるような形を考えております。

○委員長（佐々木哲男） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） まちなみ再生B地区に限ってお伺いします。宅地がもう既に建っている状況にあると思うのですけれども、またそこに新たな新規参入も含めてまちづくりを考えているということになった場合に、市が保有している土地、面積はまだ残っているのかどうか。面積と区画についてお伺いします。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、震災復興部長。

○震災復興部長（三浦 仁） 委員御指摘のとおり、閑上地区全体の市有地につきましては、戸数ですと大体100戸ほどに相当する面積があります。そのうち、まちなみ再生B地区には、200平米規模の宅地で計算しますと、約46区画程度に相当する市有地が存在しています。

活用については、かわまちづくり地区のにぎわい拠点の駐車場用地や、一般の方に分譲する土地も含まれているということで御理解いただきたいと思えます。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 閑上地区まちなみ再生計画の17ページを見ると、かわま

ちづくり地区の面積は約2.8ヘクタールと書いてあって、先ほど、地区計画のまちなみ再生A地区が2.4ヘクタール、B地区が4.4ヘクタールとのことでしたが、これは、再生計画と余りマッチしてないのではないかと。少なくともA地区とは、再生計画のかわまちづくり地区であると思うのです。けれど、かわまちづくり地区と見ると2.8ヘクタールと、合わせて6.8ヘクタールとなり、この違いはなぜなのでしょう。

○委員長（佐々木哲男） 暫時休憩します。

午前10時10分 休憩

---

午前10時11分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） 先ほど申しあげました2.4ヘクタールというのは、もともとのかわまちづくり地区でありまして、今回、一部、名取川の堤防敷きを追加した経緯があり、その分0.4ヘクタールふえて2.8ヘクタールになっております。お示ししています2.4ヘクタールは、堤防敷きを含まない面積となっております。

○委員長（佐々木哲男） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） そうなると、先ほどの話に戻ってしまうところもあるのですが、再生計画の17ページに壁面の位置の制限や建築用途の制限があります。今回、地区計画の変更に伴って、再生計画の修正などは計画されているのか伺います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、都市計画係長。

○都市計画課都市計画係長（佐山昭徳） まちなみ再生B地区だけ壁面等の規制がある状態であり、A地区に関しましては壁面関係の規制についてはありません。

○委員長（佐々木哲男） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） そうではなく、B地区が追加されているのであれば、再生計画の壁面の位置の制限などについて、今ブランクになっているのです。そして、面積も2.8ヘクタールとなっているのを、分けるなりなんなりしない

と、このページ自体の書いている内容が全く変わってくるのではないですかと聞いています。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、震災復興部長。

○震災復興部長（三浦 仁） 確かに委員おっしゃるとおり、整合がとれてない部分がありますので、この件については、関係機関と協議を行いながら、修正が必要であれば、その時点で修正をしていきたいと思えます。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 先ほども申し上げたように、A地区とB地区の区分けがなかなか理解しづらいものがありまして、どこがどのように線引きされてA、Bなのかということ調べていたら、ホームページに、もう既に今回の条例の改正された内容が記載されています。今まさにこの条例改正を審査している中において、もう既に公表されている状況にありますが、これはどういった意図でそのようになっているのかお伺いします。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、建設部長。

○建設部長（森 孝雄） 地区計画の変更の順番なのですが、まずは上位法となる都市計画法に基づき、都市計画の手続を行い、都市計画審議会を経て、6月15日に告示を行っております。ホームページには、都市計画法に基づいた情報ということで載せております。それを受けた形で今回の条例改正という順番になりますので、そういったことで御理解いただければと思えます。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第102号に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第102号 名取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第102号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

---

午前10時17分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

次に、付議事件の（2）陳情第10号 市道下堀八角線の拡幅改良工事に関する陳情を議題といたします。

本件陳情に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。お手元に委員会調査報告書案を配付しておきましたので、初めに報告書案について書記をして説明をいたさせます。その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

○書記（後藤法子） [資料により説明をなした]

○委員長（佐々木哲男） ただいま書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。休憩して進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

---

\*休憩中の要旨

- ・委員長案のとおりとすることとした。



---

午前10時24分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告につきましては、原案のとおりとしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書について、簡易な語句、数字その他整理を要する事項については、委員長に御一任願いたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午前10時25分 散会

平成30年9月14日

建設経済常任委員会

委員長 佐々木 哲 男